仁淀川漁業協同組合　内共第513号　第五種共同漁業権遊漁規則

平成25年9月1日　認可

平成27年5月29日　一部変更認可

平成30年5月14日　一部変更認可

平成31年4月24日　一部変更認可

令和2年4月24日　一部変更認可

令和3年4月30日　一部変更認可

令和4年5月11日　一部変更認可

（目的）

第１条　この規則は、仁淀川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第２条　この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁（しゃくり漁及び玉掛けを含む。）、すくい網、しゃびき、は具、ひご釣り、石ぐろ、はえ縄、うなぎうえ又はかに籠（えさ籠に限る。）によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第５条第１項又は第２項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。ただし、第４条第５項の規定に基づき遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第５条第４項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

２　この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 魚種 | 漁具漁法 |
| あゆ  こい  あまご | と網  なげ網  大正網 |

３　前項の承認を受けた者は、第５条第３項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第３条　遊漁者は、前条第１項及び第２項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

２　遊漁者は、水中眼鏡（がんめんを含む。）を使用して遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第４条　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする同表のイ欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表のウ欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　魚種 | イ　漁具漁法 | ウ　規模等 |
| あゆ | 友釣り | ルアー又はリールを使用しないこと（第３項の規定により友釣りのみ又は友釣り及び徒手採捕のみの漁具漁法による遊漁に制限されている場合に限る。）。 |
| しゃくり漁 | 箱ビンは、片手で持って使用することとし、顔面に密着し、又は口でくわえる箱ビンを使用しないこと。 |
| 玉掛け | 使用するハリの総数は、４本以下とし、直径６センチメートル以下のイカリバリとすること。 |
| なげ網 | 高さ0.85メートル以下、浮子側長30メートル以下のもので、１統のみとすること、日の入りから日の出までの間は、使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。 |
| 大正網 | 高さ0.8メートル以下、浮子側長15メートル以下のもので、１統のみとすること、日の入りから日の出までの間は、使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。 |
| と網 | その他の漁具を併用しないこと。 |
| もくずがに | かに籠（えさ籠に限る。） | 高さ30センチメートル以下、幅60センチメートル以下、長さ１メートル以下のもので５個以内とし、かに籠（えさ籠に限る。）を固定しないこと及びかに籠（えさ籠に限る。）ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。 |

２　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月１日から同月15日までの間において当該期間を延長し、又は12月１日午前６時30分から翌年の１月31日午後５時まで（仁淀川本流の高岡郡越知町野老山の発電用えん堤から上流の区域並びに仁淀川支流坂折川、仁淀川支流柳瀬川、仁淀川支流上八川川及び仁淀川支流勝賀瀬川の区域にあっては、12月１日午前６時30分から同月31日午後５時まで）の間において当該期間を追加することができるものとし、延長し、又は追加した期間については、組合が別に公表するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　魚種 | イ　漁具漁法 | ウ　区域 | エ　期間 |
| あゆ | 徒手採捕  さお漁（えさ釣りを除く。）  すくい網（たも網を含む。）  しゃびき | 仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋の発電用えん堤から下流の区域 | ６月１日午前５時から９月30日午後５時30分まで |
| 仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域 | ６月１日午前５時から12月31日午後５時まで |
| と網  なげ網  大正網 | 仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋の発電用えん堤から下流の区域 | ６月15日午前５時から９月30日午後５時30分まで |
|  | 仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域 | ６月15日午前５時から12月31日午後５時まで |
| うなぎ | さお漁  すくい網（たも網を含む。）  は具  ひご釣り  石ぐろ  はえ縄  うなぎうえ | 第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域 | ４月１日から９月30日まで |
| こい | さお漁  すくい網（たも網を含む。）  と網 |  | １月１日から12月31日まで |
| あまご | さお漁  すくい網（たも網を含む。）  と網  なげ網  大正網 | 仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野２号線橋から同町清水上分の四国電力分水第１発電所橋までの区域を除く第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域 | ３月１日午前５時から９月30日午後５時まで |
| もくずがに | 徒手採捕  ひご釣り  かに籠（えさ籠に限る。） | 第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域 | ８月１日から11月30日まで |

３　前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　魚種 | イ　漁具漁法 | ウ　区域 | エ　期間 |
| あゆ | 全ての漁具漁法 | 仁淀川本流の同川右岸の八田ぜき上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぜき上流端の下流170メートルに設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。 | 12月１日から同月31日まで |
| 友釣りを除く全ての漁法 | 用居川の岩丸橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端まで及び安居川の富岡橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端までの区域 | ６月1日午前５時から９月30日午後５時まで |
| あゆ  こい  あまご | と網  なげ網  大正網 | 仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第１号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第２号漁場標識まで、同川と中津川右岸との合流点の第１号漁場標識から同町崎ノ山地先に設置されている第２号漁場標識まで、仁淀川本流と池川川右岸との合流点の第１号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第２号漁場標識まで、同町蕨谷地先に設置されている第１号漁場標識から同町加枝の加枝発電所放水口の第２号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第１号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌井田第２  号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第１号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警報所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第２号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋上流端から同町のＪＲ鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第１号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第２号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第１号漁場標識から同町の約束田の渡しの第２号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡郡佐川町の春日川第１鉄橋下流端の第１号漁場標識から同町の湯山加動ぜき下流端の第２号漁場標識までの区域 | １月１日から12月31日まで |
| あゆ  こい  あまご  もくずがに | 友釣り及び徒手採捕を除く全ての漁法 | 仁淀川本流の吾川郡いの町柳瀬本村の柳瀬橋の上流200メートルの右岸及び左岸に設置されている第１号漁場標識から下流１キロメートルの高岡郡日高村滝ノ宮の右岸及び左岸に設置されている第２号漁場標識まで並びに同郡越知町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第１号漁場標識から下流1.5キロメートルの同町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第２号漁場標識までの区域 | ６月1日午前５時から９月15日午後５時まで |

４　前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、当該期間については、組合が別に公表するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　魚種 | イ　漁具漁法 | ウ　区域 | エ　期間 |
| あゆ | と網  なげ網  大正網 | 仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第１号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第２号漁場標識までの区域 | 12月１日午前６時30分から同月31日午後５時までの間において組合が別に定める期間 |
|  |  | 仁淀川本流の同川と中津川右岸との合流点の第１号漁場標識から同町崎ノ山地先に設置されている第２号漁場標識まで、仁淀川本流と池川川右岸との合流点の第１号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第２号漁場標識まで、同町蕨谷地先に設置されている第１号漁場標識から同町加枝の加枝発電所放水口の第２号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第１号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌井田第２号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第１号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警報所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第２号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋上流端から同町のＪＲ鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第１号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第２号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第１号漁場標識から同町の約束田の渡しの第２号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡郡佐川町の春日川第１鉄橋下流端の第１号漁場標識から同町の湯山加動ぜき下流端の第２号漁場標識までの区域 | 12月１日午前６時30分から翌年の１月31日午後５時までの間において組合が別に定める期間 |

５　第２項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　魚種 | イ　漁具漁法 | ウ　区域 | エ　期間 |
| あまご | フライ（毛ばり釣り）  ルアー釣り | 仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野２号線橋から同町清水上分の四国電力分水第１発電所橋までの区域 | ３月１日午前５時から９月30日午後５時まで |
|  |  | 仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川の同川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第４発電所放水口までの区域 | 10月１日午前６時から翌年の２月末日午後６時まで |

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第５条　第２条第１項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地５）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る１年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 魚種 | 漁具漁法 | １日遊漁料 | １年遊漁料 |
| あゆ | 徒手採捕  さお漁  すくい網（たも網を含む。）  しゃびき | 2,000円（流域市町村又は流域観光協会が行うイベント等に参加する者で、主催者又は個人からの申請に基づき組合が特に承認したものにあっては、1,000円） | 8,000円 |
| うなぎ | さお漁  すくい網（たも網を含む。）  は具  ひご釣り  石ぐろ  はえ縄  うなぎうえ |  |  |
| こい | さお漁  すくい網（たも網を含む。） |  |  |
| あまご | さお漁  すくい網（たも網を含む。） |  | 5,000円 |
| もくずがに | 徒手採捕  ひご釣り  かに籠（えさ籠に限る。） | 設定なし | 5,000円 |

２　前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額（当該額が無料であるものを除く。）に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 遊漁者 | １年遊漁料 |
| 高校生以下の者  組合が特に承認した者 | 無料 |
| 肢体不自由者（障害者手帳等による確認ができる者に限る。）  75歳以上の者（運転免許証等による確認ができる者に限る。） | 4,000円 |

３　第２条第２項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地５）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 魚種 | 漁具漁法 | 特別遊漁料（１年） |
| あゆ  こい  あまご | と網  なげ網  大正網 | 10,000円 |

４　第４条第５項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地５）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 特別遊漁料（１日） | 特別遊漁料（１期間） |
| 仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野２号線橋から同町清水上分の四国電力分水第１発電所橋までの区域 | 2,000円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る１年遊漁料を納付した場合にあっては、無料） | 5,000円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る１年遊漁料を納付した場合にあっては、無料） |
| 仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川の同川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第４発電所放水口までの区域 | 1,000円 | 3,000円 |

５　第１項から第３項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の１年とは、６月１日から翌年の５月31日までとする。

６　遊漁者は、第１項又は第２項に規定する遊漁料のほかに、かに籠（えさ籠に限る。）１個につき300円の漁具標識代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第６条　組合は、第２条第１項若しくは第３項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第１項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

２　組合は、第２条第１項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

３　遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

４　遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

５　遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第７条　遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

２　遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第８条　漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

２　漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する標識を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第９条　組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年9月1日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第６条第１項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附　則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

　附　則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

　附　則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

　附　則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第5条第4項については令和３年

３月1日から施行する。

　附　則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

　附　則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。